

令和4年度

# 財政援助団体等監査報告書

志木市監査委員



志 監 査 第 5 6 号  
令 和 5 年 3 月 2 8 日

志 木 市 長 香 川 武 文 様  
志 木 市 議 会 議 長 鈴 木 潔 様

志 木 市 監 査 委 員 成 田 茂

志 木 市 監 査 委 員 西 川 和 男

令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を志木市監査基準（令和4年志木市監査委員告示第2号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、この監査結果に関する報告に添えた意見・要望事項については、同条第14項及び志木市監査結果の取扱基準（令和4年志木市監査委員決定）4の規定により措置状況の通知を求めます。

## 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 指定管理者

ミズノグループ 代表 美津濃株式会社

#### (2) 所管部課

教育政策部生涯学習課

### 3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理（志木市民体育館、志木市武道館及び夜間照明施設のうち、志木市民体育館を監査対象とする。）にかかわる事務の執行。

### 4 監査の実施日

令和5年1月27日

### 5 監査の方法

出納その他の事務が適正に執行されているかについて、必要な資料及び関係書類の提出を求め関係職員から説明を聴取し、監査を実施するとともに、現地視察も併せて行った。

### 6 指定管理者の概要

#### (1) 名称

ミズノグループ

#### (2) 指定管理施設

志木市民体育館

#### (3) 設置目的

市民体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、志木市民体育館を設置する。

#### (4) 施設概要

所在地	埼玉県志木市館2丁目2番5号
開設	昭和55年3月15日
構造	鉄筋コンクリート造3階建て
敷地面積	8,471.16㎡
建築面積	3,975.28㎡
延べ床面積	5,988.44㎡
	競技場、エクササイズルーム、卓球場、多目的ホール、 会議室、剣道場、柔道場、弓道場、トレーニングルーム 等

#### (5) 指定管理者が行う事業内容

##### ① 施設の利用に関する業務

志木市民体育館の利用に関する業務

- ア 適正な利用申請の受付、利用許可及び利用許可書の交付等施設・設備の利用に関する業務
- イ 施設及び管理敷地の清掃美化に関する業務
- ウ 利用者のサービス向上に関する業務

##### ② 施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- ア 施設の適正な運営のための、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹木保全等敷地内環境美化
- イ 施設の管理運営に必要な消耗品を購入すること
- ウ 施設の管理運営に必要な印刷物を作成し、必要に応じて指定場所へ配布を行うこと
- エ 備品の管理

##### ③ 利用料金の収受に関する業務

- ア 利用料金は、原則として現金納付若しくは電子マネー決済とする。  
ただし、やむを得ない事情がある場合には、金融機関納付による  
ことができる。
- イ 利用変更及び利用取消手続によって還付が生じた場合には、関係例  
規等に従い還付を行うこと

##### ④ 施設の設置目的のために必要な業務

第2期志木市スポーツ推進計画及び計画に位置づけられた施策を十分に勘案し、市民に対するスポーツ事業の企画及び実施をするとともに、スポーツに関する情報の発信等を行い、市のスポーツ振興に資するものとする。

- ア 主催事業の実施
- イ 市主催事業に関連した施設開放日の設定

- ウ 調査研究事業
- エ 視察、見学者等の対応

**⑤ その他業務**

- ア 従業員研修の実施
- イ 緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成及び実施
- ウ 事業計画書、事業実績報告書及び収支計算書の作成
- エ 利用統計の作成

**(6) 指定管理の期間**

平成31年4月1日から令和6年3月31日（現協定）

**7 監査の着眼点**

**(1) 所管部課**

**① 指定管理者の指定等事務**

- ア 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- イ 各施設の管理に関する基本協定書の締結は、適正に行われているか。

**② 指定管理者の管理事務**

- ア 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- イ 指定管理者に対して、適時かつ適切に報告の提出を求め、調査し、又は指示を行っているか。

**(2) 指定管理者**

**① 会計経理事務**

- ア 管理経費の収支状況の報告は、適正に行われているか。
- イ 他の事業との会計区分は、明確になっているか。
- ウ 出納会計帳簿の記入は、適正に行われているか。

**② 事業の執行状況事務**

- ア 指定管理施設の管理は、適切に行われているか。
- イ 各施設の管理に関する基本協定書に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 指定管理施設の利用促進のための工夫は、行われているか。

**監査の結果**

**1 結果**

公の施設管理及び運営に係る業務、出納については、適正に執行されており、また、事務事業についても、計画的かつ効率的に執行され、指定管理者制度の目的に沿って行われていると認められた。

## 2 説明を受け確認した事項

### (1) 所管部課

#### ① 指定管理者選定について

指定管理期間は平成31年度から令和5年度までで、第2次審査の2者からミズノグループを選定しており、競争性、専門的経営能力を発揮していることを確認した。

#### ② 利用料金について

利用料金は、消費税改正時に反映させた以外の改定は行っておらず、ミズノグループからも申し入れはないとのことで、適正な利用料金を維持していることを確認した。なお、減免は障がい者のみで、利用者の多数を占める高齢者を対象とするのは困難とのことである。また、市内利用者と市外利用者の区別は、利用者カードや身分証の確認を行っているとのことである。

#### ③ 公共施設継続支援負担金について

令和3年度は、休館や開館時間短縮などによる利益減少に伴う補填はなかったが、新型コロナウイルス感染症対策として消毒に伴う消耗品や清掃費の支出があり、これについて全額市が負担することとして公共施設継続支援負担金を支出したとのことである。

### (2) 指定管理者

#### ① 指定管理体制について

指定管理者であるミズノグループは、代表企業を美津濃株式会社、構成企業をミズノスポーツサービス株式会社で構成している。分担は、事業の講師の契約を美津濃株式会社、事業の受付をミズノスポーツサービス株式会社としているとのことである。このほか、器具等の定期保守点検をミズノグループ会社のセノー株式会社が行っている。なお、施設維持管理については、ビルメンテナンスを行う5者の中から太平ビル管理株式会社を選定して委託しており、第三者への適正な委託であることを確認した。

#### ② 現金管理について

利用料金は、窓口券売機による現金や電子マネー、口座振込での受領があり、現金については、翌日銀行に入金して、市民体育館専用の通帳で管理しているとのことである。

#### ③ 生涯学習課との連携について

緊急時には、記録を残して生涯学習課と情報を共有しているほか、毎月生涯学習課、ミズノグループ、太平ビル管理株式会社の三者で定例会議を行い、設備点検報告、運営状況報告、施設修繕の状況、自主事業に

ついて、クレーム報告、事故・故障報告等を会議及び書面により情報共有を行っており、しっかりとした管理体制が執られていることを確認した。

### 3 意見

#### (1) 所管部課に対するもの

##### ① 指定管理者の選定について

平成30年度まで随意指定であった指定管理者を公募による選定に変更し、志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会による第2次審査において、2者からミズノグループを選定したことから、競争性が確保されたところである。

引き続き、指定管理者制度の趣旨に則りつつ、より多くの民間事業者参入による適正かつ公正な選定に努められたい。

##### ② 指定管理者の評価について

公の施設の管理方針<第11次改訂版>において「各施設の所管課は、指定管理者による管理運営の適正な実施及び安定的、継続的なサービス提供の可能性等を検証し、モニタリング結果報告書及び指定管理者評価シートを作成する。」とされており、13項目から評価することと規定されている。これに基づき、良好な評価がなされているところであり、今後も適正な評価に努められたい。

##### ③ スポーツ振興について

本市のスポーツ振興の拠点であることを十分に認識し、利用者ニーズを的確に捉え、指定管理者との意思疎通を図りつつ、さらなる連携強化に努められたい。

加えて、年度事業計画書における自主事業の立案及び決定にあっても指定管理者への適正な指導監督を十分に発揮し、スポーツ推進計画を実現するため、子どもから高齢者まで幅広い世代に対応した多彩なプログラムのより一層の展開を望む。

#### (2) 指定管理者に対するもの

##### ① 施設運営について

本施設の設置目的を十分に踏まえた基本方針のもと、管理運営を実施しており、市民の健康・交流づくりに寄与するための自主事業に積極的に取り組んでいる。また、年次事業計画の中で継続的に安全や接遇、個人情報等の研修を行い、スタッフのスキルアップを目指すとともに、ミズノ本社主導で行う責任者を対象とした研修においては、利用者のトラブル・クレーム等への未然防止と対処方法についての研修が組み込まれ、その成果から利用者におけるサービス満足度の向上が図られていると

の評価を得ている。利用者の増加とサービスの充実を図るためにも、広く積極的に利用者の声を聴くよう継続されたい。

## ② 利用促進について

年度ごとの事業計画書の中で利用促進計画を作成し、目標及び利用促進に向けた取組等を定めている。実施にあたっては、チェックリストを作成して可視化したうえで取り組んでおり、また、昭和55年に開設した施設は修繕箇所も多い中、点検整備を重ねるなど、施設を最大限活用する工夫、管理を行っていることについては、民間のノウハウが最大限発揮されており評価したい。

今後とも、利用者の利便性や安全の確保に努め、市民体育館と併せて管理を受託する武道館及び夜間照明施設とともに、よりよい管理体制の構築と安定的な経営に期待する。

## 4 業務の実施状況

### (1) 利用人数

利用人数	令和3年度	令和2年度	比較増減数
市民体育館	216,089人	142,115人	73,974人増

### (2) 自主事業実施状況

対象	令和3年度	令和2年度	比較増減率
一般	(23事業) 9,451人	(21事業) 4,688人	101.6%増
子ども	(2事業) 373人	(2事業) 190人	96.3%増
高齢者	(1事業) 542人	(1事業) 317人	71.0%増
合計	(26事業) 10,366人	(24事業) 5,195人	99.5%増

(3) 職員研修

研修名	参加者	研修名	参加者	研修名	参加者
安全研修	全スタッフ	接遇研修	全スタッフ	人権研修	全スタッフ
個人情報研修	全スタッフ	自主事業研修	担当スタッフ	消防訓練	全スタッフ
責任者研修	総括管理者 副総括管理者	責任者集合研修	統括責任者	一般社員研修	一般社員
アルバイト リーダー研修	アルバイト リーダー	顧客満足向上 プロジェクト	全スタッフ		

# 資 料

# 令和3年度収支報告書

## 【志木市民体育館ほか志木市武道館及び夜間照明施設含む】

(単位:円)

勘定科目	事業計画(a)	事業実績(b)	計画比 (b)/(a)
< 収入 >			
<b>収入合計(A)</b>	<b>65,410,000</b>	<b>70,572,014</b>	<b>107.9%</b>
指定管理委託料	32,080,000	32,390,250	101.0%
公共施設継続負担金	0	2,747,744	-
体育施設利用料金	28,760,000	23,799,601	82.8%
自主事業収入	3,670,000	8,177,272	222.8%
有料コピー・印刷サービス	140,000	0	0.0%
物品販売収入	760,000	3,433,247	451.7%
その他収入	0	23,900	-
< 支出 >			
<b>支出合計(B)</b>	<b>65,410,000</b>	<b>72,529,394</b>	<b>110.9%</b>
人件費	23,960,000	26,078,615	108.8%
消耗品費	1,730,000	3,467,178	200.4%
印刷製本費	220,000	166,421	75.6%
光熱水費	11,480,000	7,910,743	68.9%
修繕費	5,000,000	5,025,650	100.5%
通信運搬費	320,000	696,893	217.8%
保険料	60,000	164,024	273.4%
委託料	9,430,000	10,008,240	106.1%
賃借料	1,080,000	771,975	71.5%
租税公課	2,720,000	2,745,811	100.9%
リース料	1,190,000	854,288	71.8%
自主事業原価	3,230,000	6,390,125	197.8%
物品販売原価	380,000	1,688,213	444.3%
その他	180,000	1,762,322	979.1%
本社管理費	4,430,000	4,798,896	108.3%
< 収支差額 >			
<b>収支差額(A) - (B)</b>	<b>0</b>	<b>△ 1,957,380</b>	